令和3年度 第5回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時:令和3年9月3日(金) 午後2時21分~午後3時57分
- 2 場 所:長崎労働局 8階会議室
- 3 出席状況:公益:5名、労働者代表:5名、使用者代表:4名
- 4 議 題
 - (1) 長崎県特定最低賃金改正に係る参考人意見聴取について
 - (2) 長崎県特定(産業別) 最低賃金改正の必要性の有無について
 - (3) その他
- 5 議事要旨

議題(1)について

労働者側から1団体1名(東芝三菱電機産業システム労働組合長崎支部書記長)を参考人として招聘し、25 分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

議題(2)について

使用者側委員から「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業,舶用機関製造業」については「改正の必要性なし」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については「審議に応じる」との意見が出されたため、公益委員の調整の後、改正の必要性の有無について挙手による確認が行われた結果、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」のみ全会一致により改正の必要性ありとして、審議会会長から労働局長あてに答申が行われた。

議題(3)について

- ① 労働局長から審議会会長へ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について諮問を行った。
- ② 専門部会の決議については、審議会令第6条第5項を適用することとした。
- ③ 事務局から、専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示を本日から9月 21日まで行うことを説明した。また、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を9 月21日まで行うことを説明した。
- ④ 電子部品等製造業専門部会の開催日程については、専門部会委員選任後、日程調整を行って 決定することとした。専門部会で全会一致に至らない場合の第6回本審は、11月1日までに開 催することを申し合わせた。
- ⑤ 専門部会は異議申出に対する対応が終了した時点で廃止することが議決された。
- ⑥ 事務局から、事業場視察については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認しつつ、 委員の意見も個別に聴取するなどしたうえ、3月の本審において最終的な方針が決定できるよう検討を進めることを説明した。
- ⑦ 次回予定:第1回電子部品等製造業最低賃金専門部会(開催日未定)